

松風会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、会員相互の親睦を図り、九州大学馬術部の後援を通して馬術発展のための貢献をなすことを目的とする。

(事業)

第2条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

第2章 会員及び役員

(会員)

第4条 この会の会員は、正会員及び名誉会員とする。

- 1 正会員 九州帝国大学及び九州大学(旧制及び新制を含む。以下に同じ)の馬術部員であったもの、現に馬術部員であるもの、並びに理事会において正会員たることを認められたもの。
- 2 名誉会員 九州帝国大学及び九州大学の馬術部に対し、功労あるもので、理事会において名誉会員として推薦を受けたもの。

(役員の定数)

第5条 この会に、役員として理事5人以上及び監事1人を置く。

(役員を選任)

第6条 役員は総会において会員が会員のうちから選任する。

(理事の職務)

- 第7条
- 1 理事は、会長1人及び副会長2人を互選する。
 - 2 会長は、理事のうちから常務理事若干名を任命する。
 - 3 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理し、会長が欠員の時はその職務を行う。
 - 5 理事は理事会を組織し、常務理事は常務理事会を組織して、会務に関する重要事項を決定する。

(監事の職務)

第8条 監事は、毎事業年度1回以上この会の財産及び業務執行の状況を監査し、その結果につき報告し、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、再選を妨げない。

(職務の委嘱)

第10条 会長は、この会の庶務及び会計を処理させるため、学生たる会員のうちから若干名を事務職員として委嘱することができる。

第3章 総会・理事会及び常任理事会

(総会)

- 第11条
- 1 会長は、毎事業年度1回、春季に通常総会を招集し、その議長となる。
 - 2 会長が必要と認めるとき、また正会員10人以上の請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会は、この会の事業その他の重要事項を決定し、役員を選出する。
 - 4 総会は、正会員10人以上が出席しなければ、議事を開き決定することができない。
 - 5 総会の議事は、出席した正会員の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(理事会)

1 競技会の開催

2 基金の発起及び徴収

3 講演会及び懇談会の開催

4 刊行物の出版

5 前各号に掲げる事業のほか、この会の目的を達成するために必要な事業

(名称)

第3条 この会は「松風会」という。

第12条 理事会は会長が必要と認めた時にこれを招集し、会長は理事会の議長となる。

(常務理事会)

- 第13条
- 1 常務理事会は、会長の招集によりこれを開催し、会務を執行する。
 - 2 常務理事会は、急を要する際は総会附議事項を決定することができる。ただし、この場合、次期総会において、その承認を受けなければならない。

第4章 本部・支部及び事務局

(本部)

第14条 この会は、本部を福岡市に置き、「松風会本部」という。

(支部)

第15条 この会は、正会員の請求により支部を設けることができる。ただし、支部の設立又は解散に関しては会長にその旨を届け出なければならない。

(事務局)

- 第16条
- 1 松風会本部に事務局を置く。
 - 2 事務局は会の企画、運営、会計等を担う。

第5章 会計

(会費)

- 第17条
- 1 この会員は、会費を支払わなければならない。
 - 2 ただし名誉会員及び学部学生たる会員はこれを除く。
 - 3 会費は別表1のとおりとする。

(寄付金)

第18条 馬術部後援のため、会長は会費とは別に必要に応じて会員等から寄付金を募ることが出来る。

(事業年度)

第19条 この会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第20条 この会の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。

第6章 会則の改廃

第21条 この会の会則の改廃は総会においてこれを行う。

附則

- ・ この会則は昭和41年6月4日から実施する。
- ・ この会則は平成6年10月10日から改正実施する。
- ・ この会則は平成23年11月6日から改正実施する。

別表1 会費

社会人	5000円/1口・年
大学院生	2000円/1口・年